

第3回勉強会資料（1）

平成27年1月より大改正される相続税について



平成26年9月11日（木）

野崎地平税理士事務所

野崎地平

1. 相続税法の改正内容について

- ① 概 略：「相続税は増税時代へ、一方大胆な贈与は特典あり」
- ② 相続税：基礎控除が60%へ縮減する上に、税率はアップします。
- ③ 贈与税：祖父母、両親からの子、孫への贈与は税率がちょっと下がります。各種特例制度が拡充されつつあります。

→詳細は別紙を一緒に見てみましょう。（日税連発行、やさしい税金教室）

2. 贈与税とは

- ① 贈与税は相続税の補完税と言われます。
- ② 贈与税は財産をもらった人が申告納税する税金です。
- ③ 贈与は財産をあげる人、もらう人の両方が了承していないと成立しません。
→名義預金と認定されると、贈与していないことになります。結果、相続財産になってしまいます。（意思確認、銀行印、通帳の管理が重要）
- ④ 暦年課税制度とは **原則の取り扱い**
1年単位で贈与税を計算する制度。
110万円を差し引いて残りの金額に対して贈与税がかかります。複数の方から贈与を受けた場合にはその合計額に対して贈与税を計算します。
- ⑤ 相続時精算課税制度とは、**特例措置**
2500万円まで贈与税がかかりません。しかし、将来相続が発生したときに、その贈与した財産を相続財産に戻す必要があります。

⑥ 具体的な計算をしてみましょう。

Aさんはお子さんであるBさんに現金を400万円贈与しました。
贈与税はいくらになるでしょう？（暦年課税の場合）

3. 相続税とは

① 死亡した人の財産を一定額以上、相続したときや遺言により財産を取得したときにかかる税金です。

② 法定相続人とは、法律で定められた相続人です。必ずしもこの法定相続人が相続しなければならないという決まりはありません。配偶者がいれば常に法定相続人となります。その他の優先順位は子供→親→兄弟姉妹となります。

③ 法定相続分とは

第1順位 配偶者と子の場合 配偶者 1/2、子 1/2

第2順位 配偶者と親（直系尊属）の場合 配偶者 2/3、親 1/3

第3順位 配偶者と兄弟姉妹 配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4

④ 基礎控除とは

平成27年1月以降 基礎控除額がこれまでの制度の60%に縮減されます。

3000万円+600万円×法定相続人の数

正味の遺産額が基礎控除額以下であれば、相続税はかかりません。

⑤ 遺言書とは

- ・亡くなる前に遺族の方に財産の分割について記載するものです。
- ・遺言書がある場合には、遺留分を侵さない限り遺言どおりに分割されます。
- ・財産のことだけではなく、遺族に対する思いなども残しておいた方がいいです。

⑥ 遺産分割協議

- ・預金は凍結されますので、遺産分割協議書がないと引き出せなくなります。
- ・相続人全員で合意する必要があります。

4. まず、すべきことは何でしょう？

現状の把握が一番大事です。

その後、具体的にどうしたいか。

そうしたときに税金や相続人の皆さんはどうか を考えましょう。

- ① **財産と債務** →相続税の試算をしましょう。
- ② 法人出資者の場合には、**株価**と**出資者**の状況 →事業承継をどうするか。

5. 相続税対策にはこのようなものがあります。

- ① 生前贈与の活用
 - ・年間 110 万円までの非課税枠の有効活用
 - ・住宅取得資金の贈与（26 年は 500 万円か 1000 万円です）
 - ・教育資金の一括贈与（1500 万円まで）
相続時精算課税制度と違い、相続発生時に相続財産に加算しなくてもOK！
 - ・配偶者控除（結婚 20 年以上、住宅または住宅取得資金）
 - ・相続時精算課税制度
相続発生時に、相続税の課税財産に加える（贈与時点の価額）ことになるので注意が必要です。暦年課税に戻れないことも忘れずに！
- ② 生命保険の活用
 - ・非課税枠 500 万円×法定相続人の数の有効活用
 - ・納税資金の確保
- ③ 土地の有効活用
 - ・建て替え、リフォーム、賃貸物件取得など
- ④ 遺言書の作成
- ⑤ 専門家への相談
- ⑥ 特例措置が使えるかどうか、検討しましょう。
事業承継の際の相続税・贈与税の納税猶予制度

6. 事業承継について

- ① 後継者について
 - (ア) 次の社長を誰にするのかを決めていますか。
 - (イ) 本人も周りも納得していますか。

(ウ) 早すぎることはないと思います。後継者を決めて、育てることは社長の最も重要な役割です。

(エ) 後継者を決めることのメリットはたくさんあります。

- 社長自身のモチベーションが上がり、今すべきこと、将来の目標などがより明確になる。
- 後継者の意識が変わり、そのための準備を始めることができる。
- 社員にとっても、新体制への心構えができる。
- 後継者が素晴らしい人材であればお客様、取引先、金融機関にとっても安心であり、信頼関係が増す。
- 持続発展への道筋ができる。

② 親族経営、家族経営が見直されてきています。

- 小回りが利く。
- 融通が利く。
- 後継者が早い段階で決まりやすい。決めやすい
- 会社は大きくしていくことだけが目的ではない。いかに人を育てて高めていけるかが大事という考え方もあります。

③ 社員・組織について

将来の社員年齢・役職を一覧にまとめた表を作るのもお勧めです。

④ 経営理念について

社員の行動の指針、よりどころとなるのが「経営理念」です。これがあると、後継者、社員も動きやすいと思います。

⑤ 手続きについて

社長を含む取締役の変更は株主総会での承認により行います。

7. 個人事業主の場合

① 法人組織ではないので、出資がもともと存在しません。

② 個人事業主の場合、株価の評価ではなく、会社の財産・負債はそのままダイレクトに相続財産となります。

③ 経営面の考え方は法人と同じです。

④ 手続き上は個人事業の廃業・後継者の個人事業の開始となります。(税務署)

⑤ 生前に事業承継を行うと、資産の売買となり多額の消費税が発生する場合がありますので注意してください。(会社の固定資産や在庫が多い場合は注意)